

15 家族と離れて生活しなければならない子どもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけるために取り組むこと(代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組)

長

さて、前回の話し合いの終わりのほう\*で言ったとおり、ここからは、何らかの理由で家族と離れて、里親の家や施設で生活しなければならない子どもへのサポートについて考えていきたいと思います

※241 ページのことです

C

私や B さんのような子どもに対するサポートということですね？

はい

ここでは、おおまかには、次の3つのことを考えているところです

- 児童相談所などによるサポートのあり方を変えていくこと
- 施設より里親家庭やファミリーホームで生活する子どもを増やすこと
- 施設のあり方を変えていくこと

長

弁

そうすると、まずは、児童相談所などによるサポートのあり方を変えていくことからということですね？

そうです

今日は、そのことについて話し合っていきたいと思います

長

施

サポートが必要な子どもを施設や里親に預けることを決めるのは児童相談所ですが、その児童相談所による子どもや家庭へのサポートのあり方を変えていくということですね

長

そのとおりです

15-1 家族と離れて施設や里親の家庭などで生活しなければならない(代替養育を必要とする)子どものパーマネンシー保障のための取組

パーマネンシー保障については、新しい計画の基本的な考え方(計画の理念)としているわけですが、ここでは、その具体的な取組の1つについて考えていくことになります。

子どものパーマネンシー保障のための手段として、まず考えるべきことは、子どもが「できるだけ家庭で育てられるようにする」ための努力であり、市町村における家庭支援事業や児童家庭支援センターとの連携の充実・強化などはそのための取組となります。

さて、児童相談所は、児童福祉法等に基づき、専門的な知識や技術をもって、子どもや家庭などからの相談に応じ、必要なときは子どもを一時保護し、更には子どもを里親の家や施設への措置を決めることができます。

もちろん、児童相談所であっても、問題を抱えた子どもや家庭への相談に対応するときも、まずは子どもが「できるだけ家庭で育てられるようにする」ためのサポートを考えていくことになります。

しかし、児童相談所では、何らかの理由で子どもを家族から保護して里親の家や施設での生活を決定するほうが子どもにとってよりよいと判断することがあります。

家庭養育優先原則に基づく努力をしても、家庭での生活が子どもの成長・発達に悪影響を及ぼすリスクがあるような場合や、子どもと家庭への支援の状況を踏まえ必要と判断される場合には、子どもを適切に保護して、里親委託や施設入所措置を行う必要もあります。

もちろん、そうした判断によって、子どもを里親の家や施設に預ける(措置する)ことで、子どもの安全の確保などが図られれば、それはそれとして意義があることです。

しかし、これまでの児童相談所におけるケースマネジメントは、児童相談所における日常業務が一定期間内での初期対応・緊急対応が求められる虐待通告への対応に追われる傾向にあることを主な背景として、そこでひと区切りとなってしまう傾向にありました。

したがって、子どもを里親委託や施設入所措置した後の、子どもや家庭に対するサポートが十分に行われてこなかったのではないかと考えられるのです。

子どもにとって最もよいこと(子どもの最善の利益)は、子どもの置かれた状況によって変わります。子どもを保護した時点においては、里親の家や施設で生活することが子どもにとって最もよいことであったとしても、その後もそうであるとは限りません。

代替養育により、子どもの安全を確保した後も、「子どもの権利を守る」という目標に向けて、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障という基本的な考え方(理念)を踏まえつつ、子どもの成長・発達の二ーズに合わせたケアを行いながら家庭状況の改善のために一定期間、最大限努力して子どもの家庭復

弁

それで、どのように変えていきたいと考えているのですか？

長

少し前※になります、みなさんで話し合った、新しい計画の2つ目の基本的な考え方(計画の理念)を覚えていますか？

※6-(2)のことです

A

「こどもが『自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係』のなかで育つこと(パーマネンシー保障)」でしたね

長

そうですね

そして、児童相談所によるサポートについては、この2つ目の基本的な考え方をかたちにできるようなサポートに変えていくことが必要で、そのための取組を考えていかなければいけないと思っています

B

どういうことを考えているのですか？

長

児童相談所などによるサポートのあり方を変えていくということのなかでも、おおまかに3つのことを考えているところです

- 児童相談所が「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけられるためのサポートをできるようにする
- こどもと親の関係が前向きなものになるようなサポートをする
- 必要なこどもについては特別養子縁組などを進めていく

C

こども3つなんですね・・・

長

そうですね

細かくなりますが、1つずつ、お話していきたいと思います

帰の実現を追求し、その可能性を見極めるなど、児童相談所のケースマネジメントが途切れることなく継続的に行われる必要があります。

そうしたサポートが行われなかった結果として、施設での生活を経ておとなになった人で、施設を出た後、孤独で誰も頼れないという状況に追い込まれた人もいます。

こうした反省の上で、今後も、児童相談所がこどもの権利を守る専門機関(こどもの権利を守る最後の砦)であり続けるためには、こどもや家庭に対するこれまでのケースマネジメントやサポートのあり方を変えていくことが求められていると考えています。

15-(1) 児童相談所が「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つ  
けられるためのサポートをできるようにする(児童相談所におけるケースマネジメ  
ント体制の構築に向けた取組)

里

先ほどの話※については、逆からいえば、これまで児童相談所では「こどもが『自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係』のなかで育つこと(パーマネンシー保障)」ができるようなサポートができていなかったということですか？

※249・251 ページのことです

学

長野県に限ったことではありませんが、  
例えば、児童相談所は、こどもの安全の確保のために、こどもを一時保護したり、里親の家や施設で育ててもらおうようお願いをしています

O

私もそうでした

平

それはそれで必要なことなのですが、  
こうして家庭から切り離されてしまったこどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけるためのサポートができてこなかったのではないかとことです

長

厳しいですが、そのとおりだと考えています

P

施設に入ってから、親とのかかわりがなくなると大きくなって、施設を出てもからも孤独で誰も頼れない人がいるという話も聞いたことがあります

長

そうしたことで、繰り返しになりますが、長野県としても、このままではいけないと考え、児童相談所によるサポートのあり方、やり方を見直したいと思っていますところなのです

15-(1)-1 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

これまで、長野県に限らず、多くの児童相談所のケースマネジメントの目的の中心にあったものは、こどもの安全の確保だったと考えられます。

例えば、虐待を受けているこどもを保護し、施設や里親の家などにこどもの養育を委託することで、そのこどもの安全を図るというものです。

児童福祉法が制定された第2次世界大戦直後の時代であれば、こどもの命を守り、安全を確保することが重要な課題だったと考えられます。

もちろん、こどもにとって安全な場所や環境を提供するためのケースマネジメントも重要です。しかし、今の時代において、それだけで児童相談所のケースマネジメントは十分だといえるのでしょうか？

この計画が目指す「こどもの権利を守る」ことを目的としたとき、今の時代においては、こうした安全の確保だけを目的としたケースマネジメントでは不十分であることがわかってと思います。

安全の確保のためとはいえ、児童相談所によって保護され、里親の家や施設などに預けられるこどもは、家族や地域などとの様々な「つながり」から切り離されます。

児童相談所では、長年、このようにして切り離された「つながり」を維持・修復する、あるいはこども自身が新たな「つながり」を見出せるようなサポートを十分にしていなかったのではないかと指摘されています。

その結果、長年、施設で生活した後に満 18 歳になって退所した若者が、元の家族とのつながりが途絶えたまま自立をしなければならず、その後も誰も頼ることができず孤独な生活を送っているというケースもあると聞いています。

長野県においても、施設等に措置されているこども(令和6年3月末時点 550 人)について、措置した当初は半数以上が家庭復帰を目指していたにもかかわらず、現在、家庭復帰の見込みがあるこどもは2割程度にとどまっています。

こうした、こども自身が求める「つながり」や「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を一緒に見つけていくためのケースマネジメントは、何か「新しいこと」を行うことではなく、「これまでやらなければいけなかったけれど、できてこなかった」ことを行っていくことであると考えています。

特に、何らかの理由によってこどもを家族から引き離して保護し、里親等委託や施設入所とする権限を持つ児童相談所では、そうしたケースマネジメントを行うことがより必要とされています。

現在の児童相談所に求められるケースマネジメントは、今の「安全」を守るためだけではなく、こどもが安心して生活ができ、将来も見通して、「こどもが自分らしく生きられる」ことを可能にするためのケースマネジメントであり、そのための体制(仕組み)作りをしていく必要があると考えています。

里

現在の計画ではなかったような取組をしていくということですね？

そのとおりです

令和6年6月から7月に施設や里親の家などで生活するこどもにアンケートをして、そのなかで「自分がおとなになってもずっと自分のことを見守り、困ったときに助けてもらえると思うおとなの人」がいるかを聞いてみました

里

結果はどうでしたか？

「いる」と答えたこどもが、10人のうち6人(60%)に届かないくらいでした

令和6年8月に、基本的に家族と生活している「長野県こどもモニター」に同じアンケートをしたときには、10人のうち8人(80%)くらいのこどもが「いる」と答えたので、はっきりとした差が出ていると考えています

また、「いない」と答えたこどもの割合が、「長野県こどもモニター」ではとても少なかったのですが、施設や里親の家などで生活するこどもの10人に1人(10%)くらいがそのように答えていて、こちらでもはっきりと差が出ていると考えています

学

「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」はすべてのこどもに必要なものではありませんが、特に、里親の家や施設などで生活するこどもがこうした関係を見つげられるよう、早くサポートしていかなければなりませんね

長

長

長

長

長

## 15-(1)-2 計画の基本的な考え方(計画の理念)に基づくケースマネジメント

現在の児童相談所に求められる、「こどもが自分らしく生きられる」ことを可能にするためのケースマネジメントについては、今回の新しい計画の2つの基本的な考え方(計画の理念)である

- こどもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つこと(家庭養育優先原則)
- こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つこと(パーマネンシー保障)

を踏まえたものである必要があります。

具体的には、以下の優先順位(いわゆる「パーマネンシーゴール」)を考慮したケースマネジメントが求められています。

- ① サポートが必要な家庭であっても、家庭維持が可能な家庭については、市町村の家庭支援事業や児童家庭支援センター等への在宅指導措置等により、こどもを家庭から分離しないための最大限の努力を行うこと。
- ② こどもを家庭から分離した後も、こどもや家庭へのサポートを行い、元の家庭に復帰できるための最大限のサポートを行うこと。また、こどもを家庭から分離した後に以下の⑤～⑥の対応を行った場合も同様に、早期の家庭復帰を目指した最大限のサポートを行うこと。
- ③ 家庭復帰が難しいと判断される場合は、こどもの思いや状況を踏まえつつ、こどもにとってより負担の少ない親族(祖父母・おじ・おば等)による養育(親族里親等の活用を含む)を検討すること。
- ④ こどもや家庭、親族の状況等により、③が難しいと判断される場合は、法的な新しい親子関係の形成(特別養子縁組・普通養子縁組)について、児童相談所の法的権限の活用を含めて検討すること。
- ⑤ ①～④が難しいと判断される場合は、こどもの状況や思い、よりよい成長・発達等に関するニーズを踏まえ、里親またはファミリーホームへの委託を検討し、計画の基本的な考え方(理念)を考慮しながら、適切なマッチングのもとで委託すること。
- ⑥ ⑤がこどもにとって適切でないと判断される場合は、施設入所を検討して、計画の基本的な考え方(理念)を考慮しながら、適当な施設への措置を行うこと。  
こどもの抱えている問題や課題の改善状況等も考慮しながら、施設への入所期間についてはできるだけ短くし、早期に①～⑤の対応に移行できるよう、継続的にケースワークを行うこと。

ただし、サポートが必要なこどもや家庭であっても、その状況は一定ではなく、変化していくものであるということも考慮する必要があります。

そのため、いったん①～⑥の対応のいずれかに固定させて終わりにするのではなく、継続的にこどもや家庭の状況を把握しながら、こどもや家族・親族等の関わりのもとで、市町村や里親・施設等の関係者とも連携・協力して、最善の対応を検討し、できる限りそれを実施していただくことが求められています。

そして、こうしたケースワークは「家庭養育優先原則」を踏まえつつ、こどもの「パーマネンシー保障」のために行われるものであることに留意する必要があります。

市

こどもが持っている時間の感覚が、おとなのものとは違うということを理解したうえで、早く取り組んでいかないということですね？

そのように考えています

長

Q

それでは、児童相談所のサポートのやり方をどのように変えていこうとしているのですか？

だいぶ前※になるかもしれませんが、新しい計画の基本的な考え方(理念)の1つである「こどもが『自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係』のなかで育つこと」について話し合ったときのことを覚えていますか？

長

※6-(2)のことです

C

何となくは覚えていますか…

そのときに、「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」をつくるために、こどもをどのような環境で育てるかについて、目標の優先順位を定めているという話をしましたが…

長

弁

あのとき※1、次の5つの優先順位をお話しました

- ① 自分が生まれた家庭で育つ
- ② (一度、家庭から離れたとしても)元の自分の家庭に戻って育つ
- ③ 親せきや親の知人など、親や家族とのつながりが感じられる家庭で育つ
- ④ 元の家族との関係※2はなくし、新しい家庭のこどもとして育つ
- ⑤ 親や家族との交流などは続けながら、里親の家庭などで育つ

※1 81 ページのことです

※2 69 ページの【注】と同じです

つまり、こうしたサポートを必要とするこども自身が「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を、「心理的親」となりうる特定のおとなとの関係のなかで見出すためのケースワークとする必要があります。

なお、こうしたこどもにとっての「心理的親」は、必ずしも、こどもが生活している①～⑥の場所にいるおとなであるとは限りません。

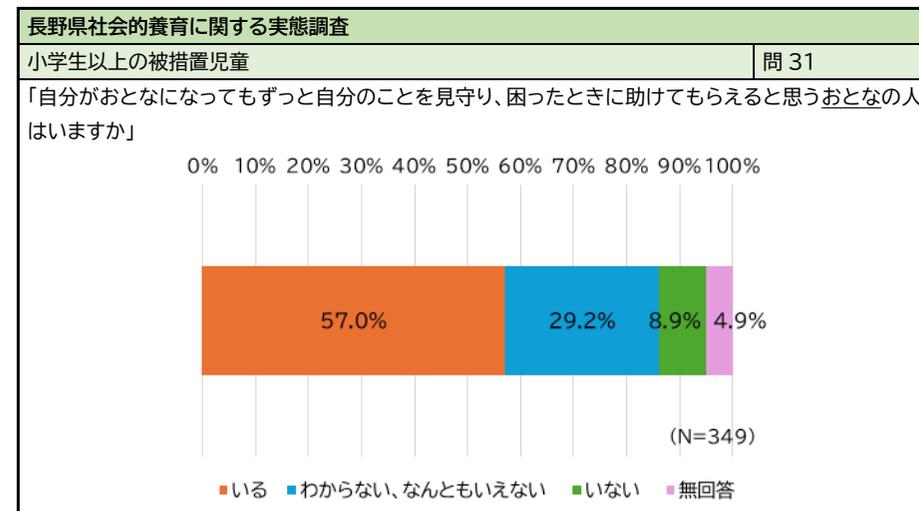
例えば、施設入所しているこどもにとっては、定期的な面会交流に来てくれる自分の親や家族であることも多いと考えられます。

また、家庭で生活しているこどもであっても、自分の「親」を「心理的親」と感じる事ができず、別の人(祖父母などの親族や学校の先生など)を「心理的親」と感じているというケースも考えられます。

これからの児童相談所によるケースマネジメントにおいては、こども自身が、様々な背景や問題を抱えながらもつながりを感じている「心理的親」を見出すことができるような支援を行っていくことが求められています。

### 15-(1)-3 「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から

令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」では、施設や里親の家庭などで生活するこどもを対象に、また、令和6年8月に行った「長野県こどもモニター」を対象としたアンケート調査では、在宅のこどもを対象に、以下のアンケートを行いました。



長

弁護士さん、ありがとうございます

この5つの目標に、施設での生活がよい場合もあることから、

⑥ 親や家族との交流などは続けながら、施設で育つ

を加えた6つの優先順位で、サポートが必要なこどもの行き先を考えていくことにしていきます

Q

この6つのなかで、一度行き先が決まれば、それで終わりですか？

P

それでは、これまでとあまり変わらないような気もするのですが？

学

本当に大切なのは、その後で、

サポートが必要な子どもや家庭の状況は、行き先が決まってからも変わり続けるわけです

長

生まれ育った家から離れて生活しなければならなくなったとしても、できるだけ早く自分の家に帰れるようなサポートをして、子どもが安心して自分の家に帰れるようにするなど、常に何が子どもにとってよいことなのか、優先順位も考えて、サポートし続けていくことが大切です

里

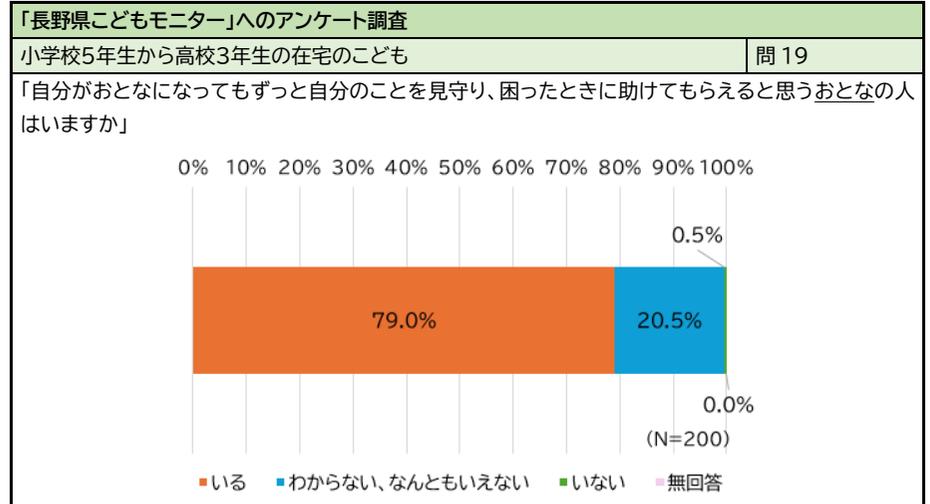
いったんは施設に入っても、こどもの状態などを見ながら、できるだけ早く里親の家で生活できるようにするというのも大切なんですね

弁

こどもの親せき(おじいさん・おばあさん・おじさん・おばさんなど)の人に育ててもらえるようにするというのも考えられますね

施

施設で生活していても、家族と会って、家族とのつながりを持ち続けられるようにするというのもあるのではないのでしょうか？



県内の子どもが「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」のなかで育てられているか、つまり、こどもの「パーマネンシー」が保障されているかという観点から行ったアンケート調査ですが、施設や里親の家などで生活する子どもと在宅のこどもの回答を比較した結果、明らかな差があることがわかりました。

「自分がおとなになってもずっと自分のことを見守り、困ったときに助けてもらえると思うおとなの」がいるかという問いに対して、「いる」と回答した割合は以下のとおりとなりました。

- 施設や里親の家などで生活する子ども…57.0%
- 在宅で生活する子ども…79.0%

そして、「いない」と回答した割合についても、

- 施設や里親の家などで生活する子ども…8.9%
- 在宅で生活する子ども…0.5%

となっており、在宅の子どもに比べて施設や里親の家などで生活するこどものパーマネンシーが保障されていないという実態が見えてきました。

なお、年齢別に見ていくと、在宅の子どもでも16歳以上になると「いる」という回答が、ほかの年代と比べると10%程度減り、その分「わからない、なんともいえない」という回答が10%程度増える傾向にありますが、「いない」と回答する割合は、いずれの年代でも大きな差はみられませんでした。

それに対して、施設や里親の家などで生活する子どもは、16歳以上になると「いる」という回答が、やはりほかの年代に比べると10%程度減りますが、その分については「わからない、なんともいえない」という回答が5%程度増え、「いない」という回答も5%程度増えています。

長

みなさん、ありがとうございます

平

そのとき、そのときの、こどもや家族の状況に合わせて、最もよいと考えられる行き先やサポートを考え続けていけるような仕組みをつくっていくということですね

長

これまで、児童相談所にはそうしたことをするための仕組みがありませんでした

そのため、本当はこうしたことをやらなければいけなかったのだと思いますが、できていなかったということだと思っています

Q

すると、今回の新しい計画では、こうした仕組みをつくっていくということに取り組んでいくということですか？

長

そうしたこともあわせて、次のようなことに取り組んでいきたいと考えているところです

#### 【新しい計画で取り組みたいこと】

- すべての児童相談所に、家族から離れて生活することもが「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を見つけ出せるためのサポートを専門に行う職員のチームを置く
- こうしたチームによって、家庭から引き離されたこどもの状況などを見ながら、最もよいと考えられる行き先やサポートを考え、できるだけ早く実行していく

O

私はずっと施設で育ったので、施設のみなさんにはとても感謝していますけれど、施設を出たあとは、とても孤独を感じていました  
できるだけ早く、こうしたサポートの仕組みができるといいですね

こうしたことから今回の2つのアンケート調査によって、施設や里親の家で生活することもについては、成人年齢(18歳)に近づくにつれてパーマネンシー保障をあきらめるこどもが一定程度増える傾向があるという実態が見えてきました。

#### 15-(1)-4 現在の計画における取組

現在の計画では、児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組について、児童相談所の介入機能と支援機能の分離の検討についての言及はありますが、具体的な取組を定めていません。

#### 15-(1)-5 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、評価指標と目標値を定めていません。

学

今回の新しい計画は、令和11年度までの計画ですが、先ほど言っていた、児童相談所に置こうとしている専門の職員チームはいつまでにできるのですか？

長

児童相談所の職員の数や仕事の役割分担のあり方も考えながら、できるだけ早い時期にできるようにしていきたいと考えています

弁

先ほど市役所さんも言っていました、こどもにとっての1年間と、おとなにとっての1年間は重みが全く違います。児童相談所も大変ですが、今、サポートを必要とするこどものためにも、必要なときに必要なサポートをするよう取り組んでほしいと思います

学

新しい計画による取組が始まることから、それぞれの児童相談所で「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を見つけ出せるためのサポートを専門に行うチームづくりを進めていって欲しいですね

長

ありがとうございます  
できるところから、こうしたサポートを始めながら、できるだけ早く、専門のチームが置けるように努力していきたいと思います

Q

ところで、里親の家や施設で生活しているこどもが「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を見つけているかについては、どのようにチェックしていくのでしょうか？

弁

1つは、令和6年6月から7月に行ったようなアンケートをして、こどもたちの思いを見ていくということではないでしょうか？

### 15-(1)-6 新しい計画における取組

今回の新しい計画の基本的な考え方(理念)を踏まえた、児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向け、以下の取組を進めていきます。

- ① 児童相談所におけるパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行う専門職員による担当チームの設置
  - 児童相談所の体制拡充や職員の役割分担の見直し等により、虐待対応等に係る家庭への介入、在宅ケースの支援、こどもの家庭からの分離、施設入所措置・里親等委託を担当する職員と、施設入所措置・里親等委託を行ったこどものパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを専門に担当する職員とに分け、パーマネンシー保障の担当チームを設置する
- ② 家庭から分離したこどもや家庭の状況を踏まえた、パーマネンシー保障のためのサポート
  - 上記のパーマネンシー保障のためケースマネジメントを行う専門職員による担当チームにおいて、先行的な取組を行っている自治体の取組を参考に、こどもや家庭の状況を踏まえた、複数のゴールを設定する支援プラン(いわゆる「パーマネンシープラン」)の策定をはじめとする、こどもの長期措置を防ぐための必要かつ迅速なケースマネジメント及びこどもや保護者のサポートを行う
  - こどもの家庭復帰が難しい場合においては、こどもの年齢や意見等、家族の状況を考慮し、親族養育、特別養子縁組等について検討を行い、こどものパーマネンシー保障が実現されるための迅速な判断・対応を行う
  - その他、こどもや家庭の様々な状況に応じて、市町村、里親・ファミリーホームや施設等の関係者の理解と協力を得て、パーマネンシーゴールの優先順位を考慮に入れたケースマネジメントを継続的に行う

### 15-(1)-7 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
パーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行う専門の担当者又は担当チーム	すべての児童相談所に専門職員による担当チームを設置

なお、こうした、専門職員による担当チームを設置する取組については、児童相談所の体制の拡充や職員の役割分担の見直し等により、今回の新しい計画による取組に合わせ、すべての児童相談所において設置できるよう、順次進めていきます。

長

アンケートによって子どもたちの「思い」を見ていくことはやっていきたいと思っていますが、子どもが施設や里親の家などで生活した年数なども見ながら、チェックしていきたいと考えています

P

「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」のなかで育つ子どもが、私たちが子どもだったころよりも、もっと増えていてほしいと思います

長

ありがとうございます

里

さて、そろそろ、今回の話し合いをまとめていきませんか？

長

そうですね

それでは、まずは、新しい計画での取組についてです

#### 【新しい計画での取組】

- すべての児童相談所に、家族から引き離された子どもが「自分をずっと支え、つながってくれるおとなとの関係」を見つけ出せるためのサポートを専門に行う職員のチームを置く
- こうしたチームを、児童相談所にできるだけ早く置く
- こうしたチームによって、家庭を離れ生活している子どもの状況などを見ながら、最もよいと考えられる行き先やサポートを考え、できるだけ早く実行していく

弁

取組については、よいと思います

### 15-(1)-8 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組の評価指標

長野県において、パーマネンシー保障のための児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
施設や里親の家などで生活している子どもを対象としたアンケートの実施による、パーマネンシーの保障がされていると感じている子どもの割合
施設や里親の家などで生活している子どもの実親や親族との交流(面会、一時帰宅等)の実施回数
永続的解決(家庭復帰・親族養育・特別養子縁組・普通養子縁組)に至った子どもの数
施設や里親等への平均措置期間
児童相談所職員をはじめとする市町村、里親・施設等の関係者を対象とするパーマネンシー保障に関する理解促進のための研修等の実施状況
先行して取り組んでいる自治体が重視しているプロセス指標

学

次は、子どもたちに見て(感じて)ほしいところですね

### 【子どものみなさんへ】

- いま、あなたには「自分をずっと支え、つながっていてくれる」と感じられるおとなが一人でもいますか？
- いま、あなたをサポートしている児童相談所をはじめとしたまわりのおとなは、あなたが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけられるようなサポートをしてくれていると感じますか？
- 1年後、2年後・・・5年後・・・の「いま」はどうですか？

B

こうしたことを改めて聞かれると、どうなんだろうと思いますが、自分のことをずっと応援してくれるおとなが、ひとりでもいてくれると心強いだろうなどは思いました

私たちも、これまでやってきた子どもや家庭へのサポートに対する考え方を変えながら取り組んでいきたいと思えます

市

それでは、今日の話し合いは、いったん、ここまでですかね？

はい  
そうしたいと思えます

長

長

### コラム パーマネンシー保障のための実践を学ぶ(その①)

今回の新しい計画においては、6-(2)で説明したとおり、「パーマネンシー保障」を「家庭養育優先原則」と並び、基本的な考え方(理念)としています。

県では、計画の検討・策定と並行して、子どものパーマネンシー保障をどのように実現していけばよいのか、子どもと家庭の支援に携わる、市町村、児童福祉施設、里親・ファミリーホーム、児童相談所等の関係者の皆さんと一緒に学び、考えていくため、以下のとおり研修会を行いました。

講師には、福岡市の児童相談所で子どものパーマネンシー保障を念頭に置いたケースワークの取組を実践した後、福岡市役所で社会的養育の施策推進にも関わり、現在は子ども家庭庁(虐待防止対策課)で活躍されている、福井 充 氏を招きました。

#### ◎ 長野県社会的養育推進計画策定に係る研修会

##### 【概要】

会場	中南信会場	東北信会場
開催日	令和6年(2024年)7月11日(木)	令和6年(2024年)7月12日(金)
場所	長野県松本合同庁舎 講堂	長野県庁 講堂
参加者	63名	48名

##### 【内容】

「パーマネンシーを目指す実践と施策」 子ども家庭庁支援局虐待防止対策課 福井 充 氏

- ①入庁後、生活保護のケースワーカーとして面談した相手から、「お前らのせいで俺は一匹狼」になってしまったとの言葉を投げかけられ、長期の児童福祉施設入所措置後の孤立に直面した。
- ②子どもが安心して育つためには、①安心(危なくない・怖くない)、②個別ケア(ニーズに応えてくれる)のほかに、③パーマネンシー(つながりが続いていく・根っこがある)が必要
- ③措置の状況を調べた結果、ケースマネジメントの停滞により、長期措置後に家族とつながりが希薄なまま自立を迎える若者を生んでいるのではないかという課題意識を持ち、専任の係を設置して、措置ケースに関するケースマネジメント(家族と協働するプランニングと進行管理)を強化
- ④在籍期間が長い子どもでも家庭復帰に至るケースが増加したり、親族養育への移行が増加したりするなど、子どもの状況ごとに多様な支援結果(アウトプット)につながった。

##### <福岡市で実践してきた取組>

- 施設・里親と児童相談所の協働による親子交流・家族再統合
- 家族と里親の共同養育
- (市町村における)在宅支援の充実・強化による家庭の維持

##### <まとめ>

- > ケースマネジメントや支援・サービスを分断することなく、連続的な社会的養育へ
- > 計画作り、支援事業の構築の起点・主体は国ではなく、それぞれの「自治体」である

(つづく)

(研修参加者の感想の一部を 276 ページに掲載しています)

## 15-(2) こどもと親が前向きなつながりを見つけられるサポートをするための取組(親子関係再構築に向けた取組)

児童相談所によるサポートを変えていくための2つ目の取組と考えることが、  
「こどもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」をしていくことです

長

弁

令和4年に法律(児童福祉法)が変わったときに、法律のなかでも県がや  
っていくことになったものですね

そのとおりです

長

B

なんとなくわかるような気もするのですが、  
一体、どんなサポートをしようとしているのですか？

そうですね…少し順を追ってお話しすると、  
児童相談所は、こどもの安全の確保のために、こどもを一時保護したり、  
里親の家や施設に預けたりすることがある、というお話があったと思います

長

学

この前※に、私が話したことです

※253 ページのことです

こうした方法で、児童相談所は、こどもを親や家族から離すことがあるわけ  
ですが、なぜそうするのかといえば、色々な理由があって…

長

## 15-(2)-1 パーマネンシー保障のための「親子関係再構築」の必要性

令和4年の児童福祉法の改正により、県は、親子の再統合(里親の家や施設で生活するこどもが親と一緒に生活することなどの親子の関係修復)を目指して、その必要があるこどもと親に対してサポートをする「親子再統合支援事業」が着実にできるように努めることとされました。  
(児童福祉法での「親子再統合」と、この計画での「親子関係再構築」は同じことです。)

14-1 や 14-4 で説明したとおり、児童相談所では、こどもの安全を図る必要性等から判断し、こどもを家庭から引き離して一時保護することや、施設や里親の家などに預ける(措置する)ことがあります。

こうしたことは、こどもの安全を確保するため等に必要と判断して行うわけですが、こうして親元から離れることになったこどもを、いつまでもその親から引き離したままにしておくことが望ましいといえるでしょうか？

言い換えれば、ネガティブ(不適切・破滅的・否定的)な関係にあったために家庭から離れたこどもと親の関係を、ポジティブ(適切・前向き・建設的・肯定的)な関係に、あるいはポジティブとは言い切れなくても、少なくともネガティブではないと評価できる関係に修復しながら、こどもがもう一度親と一緒に生活することができるようにする努力が必要ではないでしょうか？

今回の新しい計画における基本的な考え方(理念)である、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障という考え方を踏まえれば、こうした取組が必要となることが理解できると考えます。

これまで、児童相談所では、虐待への対応などに多くの時間が割かれ、こうしたサポートをするための十分な体制がとってこられなかったことも事実です。

しかし、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行っていく上では、こうした、こどもと親の関係をポジティブなものにするためのサポートを同時にしていくことが求められていると考えています。

児童相談所が関わるケースにおけるこどもと親の問題には、親自身が育ってきた環境(親自身もこどものころに適切に育てられてこなかったことが多い)等の複雑な背景があります。

こうしたネガティブなものとなっているこどもと親の関係の原因や要因を理解し、取り除き、ポジティブな関係、あるいは少なくともネガティブとはいえないと判断できる関係にしていくためのサポートができるための体制、仕組み作りが必要です。

家族から引き離された経験を持つこどものなかには、「親を助けてほしかった」「親を助けてくれる人がいたら、離れることなく、一緒に暮らしていけたのではないかと振り返るこどももいるといわれています。

施

簡単にいえば、  
「子どもと親や家族とのつながり(関係)が、子どもが家にいてはいけないと考えられるくらいよくない」からということではないでしょうか？  
そのなかには、お金の問題や病気があったりして、つながり(関係)を「よくしておくことが難しい」ような場合もあるかもしれませんね

長

そのとおりだと思います  
そして、今言っていたいた、  
子どもと親や家族との「よくない」「難しい」つながり(関係)を、  
「よい」つながり(関係)、「前向きな」つながり(関係)にしていくためのサポートをできるようにしていきたいということが、ここで話ししていきたいこととなります

C

それは逆からいえば、これまでは、できていなかったということですか？

長

十分ではなかったと考えています

学

長野県に限ったことではありませんが、  
児童相談所では、虐待などのあった家庭の子どもや親の対応に追われて、こうしたサポートをする余裕がなかったともいわれていますね

長

はい  
でも、こうしたサポートがしっかりできれば、一度は家から離れることになった子どもでも、また親との生活に戻ることができるかもしれません

市

そうすると、親との「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」もできていくかもしれないということですね？

こうした子どもの思いも踏まえれば、子ども自身だけではなく、その親や家族も対象とした「親子関係再構築」のためのサポートが求められることが理解できると考えられます。

ところで、こうした取組の結果、生まれ育った(自分の)家に戻り、子どもが親とのポジティブな関係のなかで育っていくことができれば、このサポートの結果としては最も望ましいものいえます。

しかし、何らかの理由で子どもが元の家庭に戻ることができずに、里親の家や施設などでの生活を長い間続けていかなければいけない場合も考えられます。

たとえ、そうであったとしても、また、そういった条件のもとでも、子どもと親や家族との関係をポジティブなもの、少なくともネガティブではないものにしていけるような取組を進めていくことも必要です。

### 15-(2)-2 「親子関係再構築」の対象と目的は？

15-(2)-1 では、ネガティブとなっている子どもと親や家族との関係を、ポジティブな関係、少なくともネガティブではないと判断できる関係にしていくためのサポートの必要性について説明しました。

ところで、こうしたサポートは児童相談所によって家庭から引き離された子どもと親だけを対象とするものかといえば、そうではありません。

こうしたサポートの対象と考えられるのは、以下のような子どもや家族です

- 一緒に生活はしているが、虐待のリスクなどがあり、虐待予防のためのサポートを必要とする子どもとその家族
- 児童相談所の判断によって家族とは離れて暮らす子どもとその家族
- 子どもが家庭に戻ることはできたが、その後のサポートが必要な家族

また、こうしたサポートは、家族と離れて生活する子どもが家庭に戻れるようにすることだけを目的とするものでもありません。

15-(2)-1 のおわりでも説明したとおり、何らかの理由によって、元の家庭から離れて里親の家や施設での生活を長い間続けていかなければいけない場合も考えられます。

こうした場合においても、例えば、親子の面会や帰省などの交流を継続的に行っていく、子どもに親や家族の状況を伝え続けていくといった取組によって、子ども自身が親や家族とのつながりを感じながら、子どもと親や家族との関係をポジティブなもの、少なくともネガティブではないものにしていけるようなサポートをしていくということも、1つの「親子関係再構築」のかたちと考えられています。

さらに、親子関係再構築の取組は、子どもと親や家族の関係だけに止まるものではありません。親子の交流がない場合でも、きょうだいとの関係を維持・(再)構築したり、祖父母等の親族との関係や、特別養子縁組をする場合の養親(候補者)との関係、長期の里親委託における里親との関係についても、親子関係再構築支援の対象とするべきであると指摘されています。

長

そのためにも、こうしたサポートをしていくための取組が必要と考えているのです

B

つまり、児童相談所が親や家族と別れて生活することもが家庭に戻れるようにするためのサポートということですか？

長

もちろん、子どもと親の前向きなつながりを見つけた結果として、元の家庭に戻っていくことができれば一番よいと思います

施

でも、例えば、どうしても家には戻れずに里親の家や施設で生活を続けることになるとしても、そこで暮らす子どもと親が前向きにつながっているためにサポートするということも考えなければなりませんよね？

町

子どもを親や家族から保護するほどではないとしても、子どもと親の関係がよくないなら、それをよくするために子どもや家庭に対してサポートするということがありますよね？

長

はい  
こうした「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」は、親や家族とは離れて生活することもその親へのサポートだけではなく、施設さんや町村さんが言ったような子どもや家庭にもしていく必要があると考えています

市

いっしょの生活に戻ることができた子どもと親との関係が、またよくないものにならないようにするサポートも必要ですね

### 15-(2)-3 「親子関係再構築」に向けた取組

さて、こうした「親子関係再構築」のためのサポートを行っていくに当たっては、これまでは十分とはいえなかった児童相談所におけるサポート機能の強化が必要となるほか、すべてのサポートを児童相談所が行えるわけではなく、市町村をはじめとする関係機関の連携・協働も必要になります。

つまり、親子関係再構築の実施に当たっては、児童相談所のほか、市町村、児童家庭支援センター、里親と里親支援センター、施設などが、民間の専門家や団体を含め、親子関係再構築が必要とされる子どもや家庭に対するサポートの目的を共有しつつ、子どもの思いや意見を尊重しながら、それぞれの関係者が持つ機能やサポート、サービスを組み合わせ、継続的に提供していくことが必要となってきます。

例えば、児童相談所において親子関係再構築に向けてサポートを行うなかで、児童相談所では提供することが難しい専門的なサポートを提供することが適切な子どもや家庭があることも考えられます。

こうした子どもや家庭に対しては、様々な施設や民間の専門家や団体が提供する専門的なプログラム(保護者支援プログラム)を提供していくことも必要になってきます。

そして、こうした専門的なプログラムは、子どもや家庭の状況に合わせることができるよう、プログラムを複数用意することも必要です。

ただし、こうした専門的なプログラムを提供していくに当たっても、児童相談所とプログラムを提供する施設等とがサポートのための目的を共有し、プログラム実施後の子どもや家庭の変化を適切に評価するなど、児童相談所において適切な関わりを持ちながらサポートしていくことが求められます。

また、市町村が提供できるサポートのなかには、ネガティブなものとなっている子どもと親の関係の原因や要因を取り除いたり、軽減したりすることで、ポジティブな関係、あるいは少なくともネガティブとはいえないと評価できる関係にしていくためのサポートもあります。

例えば、「11 市町村が子どもや家庭のサポートをしていくために取り組むこと」において説明した市町村の家庭支援事業や、公営住宅などの生活基盤を整えるためのサポートのための資源やサービスを、市町村は多く持っています。

こうした市町村が持つ資源やサービスを活用した、虐待予防のためのサポート、元の家庭へ子どもが戻ることができるために提供できるサポートや、子どもが家庭に戻った後にも必要とされるサポートを提供し、子どもと親や家族と一緒に生活し続けられるようにしていくことも、親子関係再構築支援の1つであり、市町村においても、こうした親子関係再構築の意義を理解していく必要があります。

上記のような地域資源の活用を図りながら、施設や里親の家などで生活している子どもに対しては、児童相談所や施設や里親などの関係機関が親子関係再構築に向けた目的を共有しながら、15-(2)-2で説明したような、親子の面会や帰省などの交流を継続的に行っていく、子どもに親や家族の状況を伝え続けていくといった取組によって、子ども自身が親や家族とのつながりを感じながら、子どもと親や家族との関係をポジティブなもの、少なくともネガティブではないと評価できるものにしていくようなサポートをしていくことが求められます。

長

そうしたサポートも「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」であると考えています

P

話を聞いていると、  
児童相談所だけでなく、市町村や施設・里親などもこうしたサポートには関係してくるようですね？

学

「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」については、児童相談所や市町村だけではできないようなサポートもあって、例えば、親に子どもへのかかわり方を専門的に教えたりするサポートができるような施設や専門家も必要になることがあると思います

長

そのとおりです  
さて、少しまとめると、「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」は、

- いっしょに生活してはいるが、親子関係がよくない家庭とその子ども
- 家から離れて親とは別に生活している子どもとその親や家族
- 子どもが家に戻った後もサポートが必要となる子どもと家族

と、いろいろな状況に置かれている子どもや家庭のためのサポートであるということが出来ます

弁

そして、いろいろな状況に置かれた子どもや家族をサポートしていくためには、  
児童相談所だけでなく、市町村、里親や施設、また専門家などが「子どもと親が前向きなつながりを見つけられる」ようにするという同じ目的をもって、それぞれができるサポートも重ね合わせながらサポートしていくことが必要ということですね

また、親が死亡した場合や行方不明になった場合など、親子関係の維持が難しい場合は、きょうだいや親族と子どもの関係、特別養子縁組における養親と養子の関係、長期の里親養育における里親と里子の関係についても、親子関係再構築の対象と考えてサポートしていく必要があります。

このように、親子関係再構築に向けた取組を行っていくに当たっては、児童相談所をはじめ、市町村、児童家庭支援センター、里親・ファミリーホームや里親支援センター、施設、専門的なプログラムを提供できる専門家や民間団体などの様々な関係機関がその目的を共有し、長期的な視点を持って、それぞれが提供できる資源やサービス、サポートを重ね合わせながら提供することが必要です。

コラム	パーマネンシー保障のための実践を学ぶ(その②)
	(268ページで紹介した研修会に参加した方たちの感想を、一部抜粋して紹介します。)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パーマネンシーについて改めて学ぶことができました。関係機関が連携して、切れ目なくマネジメント・支援していくことが大切だと思いました。子どもの権利を保障するために今後も努めていきたいです。(市町村)</li> <li>● 県・市町村・関係者だけでなく、この考えを広く一般に知っていただく必要がある。(市町村)</li> <li>● 子どもの安全確保のため、まず一時保護からという考えが定着してしまっていたように思います。分離によるリスクについても、重く受け止めたい。社会資源の開拓について、NPO等に投げかけ、できることとニーズをマッチングしていきたい。(市町村)</li> <li>● グループワークでたくさんの職種の方と話ができて、それぞれの立場の意見等が聞けてよかった。福井先生のお話がとてもよかったです。(市町村)</li> <li>● 親子分離にならないように支援をするなかで、親もとても悩んで子育てしている様子を感じます。虐待をしてしまったとしても、その方も住民ですので、子どもはもちろんですが、親の人生も大切にしたいと思うし、この親は変わらないという見極めも必要だと思う。(市町村)</li> <li>● 入所すると、安全が保障されたということから、支援の温度がさがっていた。目の前の在宅ケースに重きを置いてしまっていたが、(子どもが)生活していた環境でもう一度暮らすということ、私たちが忘れないことがすぐに取り組めることだと思います。(市町村)</li> <li>● パーマネンシーの重要性をさらに深く理解することができた。具体的にわかりやすかったです。「安全だったら安心なのか?」、帰属意識の大切さ、施設でも周知していきたいです。(施設)</li> <li>● 子どもの安心・安全のためには、現在のアタッチメント形成のみでなく、未来を想像し具体的なイメージを持てることが大事なことが確認できた。家庭復帰に向けた親が入った家庭支援が弱い部分であったと感じた。(施設)</li> <li>● (里親が)家族と会って、交流してもいいんだということに驚きました。里子の立場からいえば、「ママ」と「おばちゃん」が友達になったらすてきだと思うし、里子も安心すると思う。(里親)</li> <li>● 家族再統合に向けて、里親の役割があるのならば、協力していきたい。(里親)</li> <li>● これまでパーマネンシー保障の観点からの支援がなされてこなかったと思う。つながりを大事にされてこなかった子どもをどうフォローしていくのかも考えたい。(児童相談所)</li> <li>● 事例にあったような保護者との関係も希薄となり、孤立無援の子どもを生み出さないような取組が必要だと思った。(児童相談所)</li> </ul>

市

市町村がサポートしていた子どもや家庭についても、児童相談所がかかわって一時保護したり、施設や里親の家などに預けたりするようになると、その家庭にかかわらなくなることがあります

町

子どもと家族とのつながりがなくなり、子どもが地域から離れていってしまわないよう、子どもがまた地域に戻ってこられるよう、児童相談所といっしょに子どもがいない家庭をサポートしていくということも考えなければいけないということですね

施

施設で預かっている子どもには虐待を受けてきた子どももいて、こうした子どもの家族と話をすることもありますが、施設としても、こうした家族を悪者と決めつけずにサポートしていくという姿勢が求められているように思います

里

それは、里親も同じですね  
これまでは、里親が、子どもの親や家族を直接サポートすることはありませんでしたが、最近では、そういうこともあると聞いています

長

ありがとうございます  
みなさんが言ってくれたとおりだと思います

O

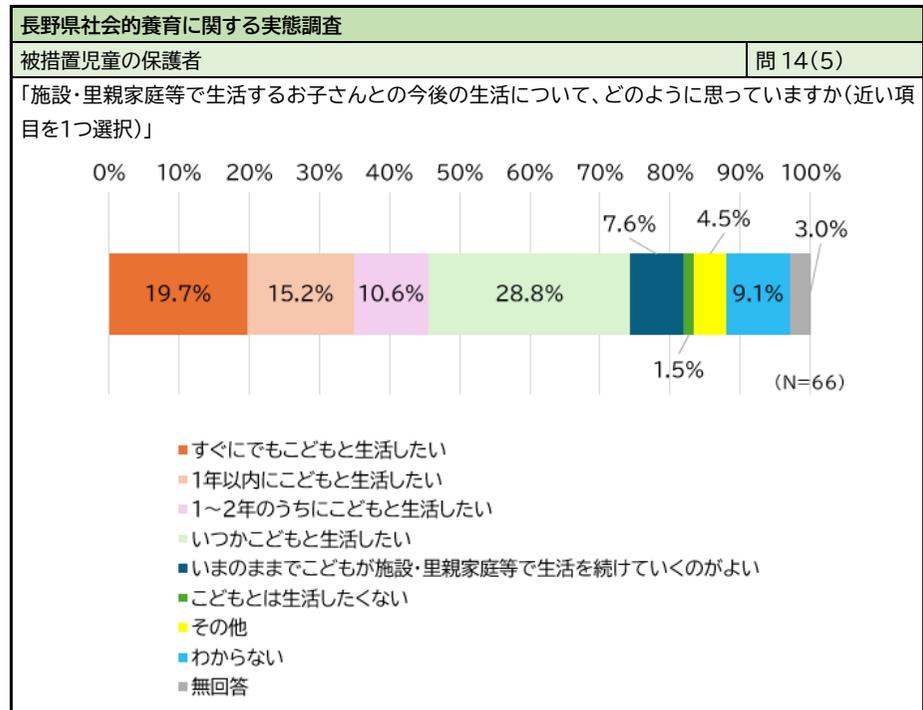
もしかしたら、私の親もサポートしてくれていたなら、いっしょに生活できていたかもしれないと思うと、今の子どもや将来の子どものためにもやらなければいけないことなのだと思います

Q

そうですね  
それでは、こうしたサポートをするために、長野県ではどんな取組をしていこうと考えているのですか？

### 15-(2)-4 「長野県社会的養育に関する実態調査」の結果から

令和6年6月から7月に行った「長野県社会的養育に関する実態調査」では、施設や里親の家庭などで生活する子どもの保護者を対象に、以下のアンケートを行いました。



今回の調査によって、回答のあった施設や里親の家庭などで生活する子どもの保護者のうち、およそ75%の保護者が再び子どもと生活したいと思っていることがわかりました。

ただし、今回の実態調査においては、調査対象とした施設や里親の家庭などで生活する子どもの保護者のうち、回答のあった保護者はおよそ15%でした。

そのため、今回の調査で回答のあった保護者については、児童相談所による措置やサポートに一定の理解がある保護者による回答が多かったということも想定されるため、子どもの家庭復帰を望んでいる回答者層がもともと多かったということも考えられます。

しかし、今回の調査において、一定数の保護者は、再び子どもと生活することを望んでいることがわかりました。

こうした保護者の思いにできるだけ寄り添ったサポートを行っていくためにも、親子関係再構築に向けた取組を進めていくことが必要となります。

長

はい、このような取組をしていきたいと考えています

#### 【新しい計画で取り組みたいこと】

- すべての児童相談所に、「こどもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」を専門に行う職員のチームを置く
- 児童相談所や市町村、施設、里親、専門家などによるサポートを重ね合わせて提供できるための仕組みづくりを進める

町

ここまでの話し合いをまとめると、そうなりますかね

施

そうですね

Q

ところで、こうした取組の先にどんな目標を考えているのですか？

長

主にこのような目標を考えています

#### 【目標にしたいもの】

- 「こどもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」を、できるだけ多くのこうしたサポートを必要とするこどもや家庭に行っていくこと
- 児童相談所の職員が、少なくとも1年に2回は「こどもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」について勉強し、取り組めるようにすること

P

先ほど\*\*Oさんが言ったように、今、困っているこども、そして将来のこどものためにも、こうした取組を進めていってほしいと思います

※277 ページのことです

#### 15-(2)-5 現在の計画における取組

現在の計画では、親子関係再構築に向けた取組について、具体的な取組を定めていません。

#### 15-(2)-6 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、評価指標と目標値を定めていません。

#### 15-(2)-7 新しい計画における取組

今回の新しい計画では、困難な問題を抱えたこどもとその親や家族のための親子関係再構築に向けた取組として、以下のことを進めていきます。

- ① 児童相談所における親子関係再構築のためのサポートを行う専門職員による担当チームの設置
  - 児童相談所の体制拡充や職員の役割分担の見直し等により、施設入所措置・里親等委託のこどもについて、親子関係再構築のためのサポートを行う専門職員による担当チームを設置する
  - こどもを家庭から引き離した後に、家庭復帰ができたこどもや家庭について、児童家庭支援センター等への指導措置委託を行うなど、家庭復帰後も親子関係再構築のためのサポートを継続する
  - 親子関係の維持や再構築が難しい場合には、祖父母等の親族による養育や特別養子縁組等について検討し、こどもと親族や養親(候補者)等との関係についてもサポートを行う
- ② 専門的プログラム(保護者支援プログラム)によるサポートの充実
  - 児童相談所のみでは十分に対応できない、多様な課題を抱えているこどもや家族に対する親子関係再構築に向けて、施設などの民間機関による専門的プログラム(保護者支援プログラムや包括的な家族支援プログラム)によるサポートを提供することができるための体制を作る
  - 保護者支援プログラム等によるサポートを行うに当たっては、児童相談所は、対象となるこどもや家族に継続的に関わり、情報を共有することなどにより、サポート全体の調整(コーディネト)を行うようにする
- ③ 市町村によるサポート体制の強化や児童相談所との連携
  - サポートプランの策定や家庭支援事業をはじめとした、市町村が持つサポートのための資源やサービスによって、ネガティブな関係となっているこどもと家族の関係を、こどもが家庭で生活することが難しくなる前に(親子分離に至る前に)改善するためのサポートを行う
  - 親子分離後においても、児童相談所との情報共有等を図りながら、親子関係再構築によるこ

長

ありがとうございます

まだまだ、こうしたサポートをしていくための仕組みづくりはこれからですが、しっかり考え、できるだけ早く、十分なサポートができていくように努力していきたいと思います

里

そろそろ、話もまとまってきたと思いますので、ここでもう一度、新しい計画での主な取組と目標を整理して、次の話し合いに進みましょうか？

学

子どもたちに見て(感じて)もらいたいところも、いっしょにお願いします

長

わかりました

#### 【新しい計画での主な取組】

- すべての児童相談所に、「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」を専門に行う職員のチームを置く
- 児童相談所や市町村、施設、里親、専門家などによるサポートを重ね合わせて提供できるための仕組みづくりを進める

#### 【主な目標】

- 「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」を、できるだけ多くのこうしたサポートを必要とする子どもや家庭に行っていくこと
- 児童相談所の職員が、少なくとも1年に2回は「子どもと親が前向きなつながりを見つけられるサポート」について勉強し、取り組めるようにすること

どもの家庭復帰を見据えた、家庭へのサポートを継続する

- 子どもが家庭復帰した後の子どもや家庭に対する、家庭支援事業等の市町村が持つ資源やサービスによるサポートを実施する

#### ④ 施設や里親・ファミリーホームによるサポートと関係機関との連携

- 児童相談所と施設や里親(・里親支援センター)などが親子関係再構築に向けた目的を共有しながら、それぞれの関係者がサポートしているなかで把握した状況や情報を共有すること
- 子どもが過去の経緯を望ましい形(誤った理解の修正、より肯定的な自己像の再形成、傷つきからの回復など)で振り返り、今の自分や家族の状況を理解・把握し、自分らしい将来を考えられるよう、児童相談所と施設や里親などが連携の上、子どもやその親・家族とともに「ライフストーリーワーク」に積極的に取り組む
- 同様に、児童相談所と施設や里親等は連携して、特に乳幼児や小学校低学年ぐらいまでの子どもの措置やその変更・解除の際において、その経緯を「子ども用の絵本」を作成するなどして子どもに説明するほか、日ごろから真実告知(テリング・telling)等を自然な形で行う
- 施設や里親・ファミリーホームにおいては、家庭復帰後においても「子育て短期支援事業」(ショートステイ等)などの家庭支援事業の受託等を通じて、退所・里親等委託解除後の子どもや家庭に対する支援や関わりをできるだけ継続すること

なお、県としては、以上のような取組について、児童相談所を中心に専門家を交えながらよりよい方法や連携について継続的に検討した上で、順次実施していきたいと考えています。

#### 15-(2)-8 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
児童相談所における親子関係再構築を行う専門の担当者又は担当チーム	すべての児童相談所に専門職員による担当チームを設置
親子関係再構築支援事業による各種支援の実施件数	児童相談所が施設や里親等に措置しているケース数
親子関係再構築に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数	各年度2回以上
児童相談所等において導入する保護者支援プログラム数	複数の保護者支援プログラム
児童相談所における保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備	親子関係再構築に必要な保護者支援プログラム等の委託(指導委託によるものを含む)

### 【こどものみなさんへ】

- もし、あなたがいま、家族から離れて里親の家や施設で生活しているとしたら、児童相談所の担当の人やあなたの周りのおとなは、あなたと親や家族との関係が「前向き」になるようなサポートをしてくれていると感じていますか？
- もし、あなたがいま、家族と生活していても、家族との関係がよくないと感じているとしたら、あなたの周りに、その関係が前向きになるようなサポートをしてくれるおとなの人がいますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

A

新しい計画をつくるための話し合いも、だいぶ進んできましたね？

そうですね

話し合っていきたいと考えていることの、半分くらいは終わったように思います

長

B

まだ半分なんですか？

まだまだ、話し合いたいことがあります

長

O

まだまだ、頑張らないといけません

今日はここまでにしたいと思いますが、引き続き、よろしくお願いします

長

なお、こうした、専門職員による担当チームを設置する取組については、体制の拡充や職員の役割分担の見直し等により、今回の新しい計画による取組に合わせ、すべての児童相談所において設置できるよう、順次進めていきます。

### 15-(2)-9 新しい計画における資源等の整備目標

親子関係再構築に向けた取組を進めるに当たって、以下の資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和6年度 現状	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
親子関係再構築による支援の実施件数*	—	20～30%	30～50%	50～75%	75～100%	100%
親子関係再構築に関する児童相談所職員等に対する研修の実施回数	—	各年度2回以上				

※ 15-(1)において説明したパーマネンシー保障の担当チームが支援する措置ケース数

### 15-(2)-10 「親子関係再構築」に向けた取組の評価指標

長野県において、親子関係再構築に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
親子関係再構築に関する児童相談所職員に対する研修の受講者数
保護者支援プログラム等に関する児童相談所職員等を対象とする研修の実施回数
児童相談所職員等による保護者支援プログラム等のライセンス取得数
民間団体への委託(指導委託によるものを含む)による保護者支援プログラム等の実施件数
児童相談所が措置することのうち、「ライフストーリーワーク」を行ったことの数

### 15-(3) 新しい親子関係をつくるためのサポート体制づくり(特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組)

長

児童相談所によるサポートを変えていくための取組の最後(3つ目)に考  
えていることは、  
「新しい親子関係をつくるためのサポート体制づくり」です

A

新しい親子関係？

弁

法律(民法)のなかの専門用語にはなってしまうのですが、  
「特別養子縁組」や「普通養子縁組」をすることですね

学

かなり前<sup>※1</sup>にお話したことなので、もう一度説明しましょうかね

- 元の家族との関係<sup>※2</sup>をなくして、新しい家族と親子関係をつくり、その家庭の子どもとして育てられること(特別養子縁組)
- 元の家族との関係<sup>※2</sup>は残しながら、新しい家族と親子関係をつくり、その家族のもとで育てられること(普通養子縁組)

の2種類がありますが、子どもの福祉にかかわる人たちの間では、養子縁組といえば、「特別養子縁組」のことを中心に考えることが多いですね

※1 69 ページのことです

※2 69 ページの【注】と同じです

長

ありがとうございます  
学者さんが説明してくれたとおり、新しい家族関係をつくっていくという  
ことは、それまでの子どもと実の親や家族との関係を大きく変えるもの  
になります

施

こうしたことが、子どもにとって本当によいことなのかということを決め  
るのは簡単なことではないでしょうね

### 15-(3)-1 子どもの福祉のための特別養子縁組等

15-(2)で説明したとおり、児童相談所においては、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障といっ  
た基本的な考え方を踏まえれば、サポートが必要な子どもや家庭に対しては、まずは、子どもと親との  
関係がポジティブな関係、少なくともネガティブではないと判断できるような関係にしていけるためのサ  
ポートを行っていくことが求められています。

しかし、こうしたサポートによっても、子どもと親の関係が改善されないようなことも考えられます。  
例えば、

- 保護者が死亡していて、ほかに育てられる親族もいない
- 保護者が行方不明
- 新生児や乳幼児で実の親によって育てられる見込みがない

といった場合です。

こうした場合に、子どもの家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の実現のために考えられる方法の  
1つが、希望して新しく子どもの親になる人(養親)と新しい親子関係を作ることです。

新しい親子関係を作る具体的な方法としては、特別養子縁組と普通養子縁組があります。

これらは、児童福祉法ではなく、民法上の手続きによって法的な親子関係を作るものにはなりますが、  
特に特別養子縁組については、子どもの福祉の増進を図るために、

- 養子となる子どもと実親との間の法的な親子関係を解消し
- 養子と養親との間に(実の親子と同様の)親子関係を成立させる

制度であることから、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障という今回の新しい計画における基本  
的な考え方(計画の理念)を踏まえたケースワークを行っていく上では、有効な手段であり、社会的養育  
の推進においては、養子縁組といえば特別養子縁組を念頭に置くことが一般的だと考えています。

なお、普通養子縁組については、成立後も実親と養子となった子どもとの間の親子関係は存続します。

普通養子縁組は、子どもが 15 歳以上になれば、親権者等の意向にかかわらず、子どもや若者と養親  
となる者の合意により成立させることが可能(未成年者との縁組は家庭裁判所の許可が必要)です。

このため、例えば、長期の里親養育によって形成された里親子の関係について、子どもの意向も踏ま  
え、その関係を将来に向かってより確かなものとするため、普通養子縁組を活用して養親子関係に移行  
するということも考えられます。

もちろん、特に特別養子縁組については元の家族との法的な関係を完全になくすものとなる(いわゆ  
る「血縁関係」(血のつながり)や「生物学的な親子関係」(遺伝的なつながり)は永続的に残ります)ので、  
その必要性を判断することは容易なことではないと考えられます。

そして、特別養子縁組の制度については、戸籍制度上の問題や養親への負担等、様々な問題点が指  
摘されていることも確かです。

学

もちろんそうだと思いますが、例えば、親や親せきがない子どもや、いろいろな理由で実の親によって育てられることが期待できない小さい子どもがいるような場合は、こうした方法によって、子どもに新しい家族をつくってあげるといことも考える必要があるわけですね

長

この前<sup>\*</sup>に、「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」をつくるために、子どもをどのような環境で育てるかについて、目標の優先順位を決めているという話をしました

※15-(1)のことです

Q

そんな話をしましたね

P

4番目にあったのが、「元の家族との関係<sup>\*</sup>をなくして、新しい家庭の子どもとして育つ」というものでしたね

※ 69 ページの【注】と同じです

長

そのとおりです  
もちろん、みなさんの言うとおり、簡単にできることではありませんが、子どもにとって本当に必要なのであれば、こうした方法をとることができる体制や仕組みはつくっておかなければいけないと考えています

町

今回の新しい計画の2つの基本的な考え方にも合った取組として、できるようにしておかなければならないということですね？

長

はい  
● 子どもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つこと  
● 子どもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つこと  
ができるための取組になります

しかし、こどもの健やかな育ちを保障する環境を整えるために必要であれば、こうした方法を検討して、実際にできるようにしておく必要があることも確かです。

用語解説	特別養子縁組と普通養子縁組	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養子縁組は、民法に基づき「養親」と「養子」との間に法律上の親子関係を作り出す制度。</li> <li>・ 養子縁組には、「特別養子縁組」と「普通養子縁組」の2つがあり、主な違いは以下のとおり。</li> <li>・ なお、「特別養子縁組」制度は、昭和 48 年に思いがけない妊娠により生まれた子どもを養親に実子としてあつせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、こどもの福祉を積極的に確保する観点から、戸籍の記載が実の親子とほぼ同じ縁組形式をとるものとして、昭和 62 年に成立した縁組形式。</li> </ul>	
	特別養子縁組	普通養子縁組(未成年者養子縁組)
縁組の成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養親の請求に対する家庭裁判所の決定により成立</li> <li>・ 実父母の同意が必要(ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りでない)</li> <li>・ 夫婦がともに縁組する必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭裁判所の許可を得た<sup>*</sup>上で、市区町村へ養子縁組の届出</li> <li>・ 養親と養子の合意が必要(養子が 15 歳未満の場合には、養子の法定代理人(親権者等)が、養子本人に代わって養子縁組の合意をする)</li> <li>・ 養親に配偶者がいる場合は、配偶者とともに縁組する必要がある</li> </ul>
年齢要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養親:25 歳以上で配偶者がいること(夫婦の一方が 25 歳以上であれば、一方は 20 歳以上で可)</li> <li>・ 養子:原則として 15 歳未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養親:20 歳以上</li> </ul>
実親との関係	実親との親族関係は終了する	実親との親族関係は終了しない
監護期間	6か月以上の監護期間における監護状況等を考慮	規定なし
戸籍の表記	実親の名前が記載されず、養子の続柄は「長男(長女)」等と記載	実親の名前が記載され、養子の続柄は「養子(養女)」と記載

※養子が、配偶者の子(いわゆる連れ子)や孫など、又は自己の孫などであれば家庭裁判所の許可は不要

・ さらに、特別養子縁組については、令和2年に

- 養子の年齢を、原則6歳未満から原則 15 歳未満へ引き上げ
- 裁判手続きの一部については、児童相談所において申立可能とする
- 実親による子育てが著しく困難又は不相当であることを明らかにする資料は、児童相談所も提出可能

とすることなどにより、制度を利用しやすくするための制度改正が行われている。

弁

「新しい親子関係をつくるためのサポート体制づくり」については、現在の計画でも取り組んでできましたね？

はい

主にこのような取組を進めてきました

【現在の計画で主に取り組んできたこと】

- 市町村などと協力して、新しい親子関係が必要になりそうな子どもをできるだけ早く見つけるようにする
- 民間(国や県などとは別のところ)で、子どものために新しく親になってくれる人を見つけてくれるところ(民間あっせん機関)と協力すること
- 新しい親子関係ができた後の子どもや家庭などへのサポート

そして、このようなところをチェックしてきました

【現在の計画でチェックしてきたこと】

児童相談所がかかわった「特別養子縁組」の件数

弁

令和6年度に 12 件

令和 11 年度に 18 件

という目標にしていましたね？

B

結果はどうなんでしょうか？

15-(3)-2 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

15-(1)で説明したとおり、児童相談所において、今回の新しい計画の基本的な考え方(理念)である家庭養育優先原則とパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行うに当たっては、6つの優先順位を考慮することとしたところです。

そこでも説明したとおり、子どもを家庭から分離した後に家庭復帰が難しいと判断される場合は、子どもの思いや年齢・状況等を踏まえつつ、子どもにとってより負担の少ない親族(祖父母・おじ・おば等)による養育(親族里親等を含む)を検討することになります。

しかし、子どもや家庭、親族の状況等により、親族による養育が難しいと判断される場合は、法的な新しい親子関係の形成(特別養子縁組・普通養子縁組)も検討することが必要となります。

そのためには、まず、児童相談所において、それぞれのケースワークを通じて特別養子縁組等を検討する必要がある子どもを把握する必要があります。

その上で、児童相談所においては、特別養子適格の確認の申立等について、積極的に検討していくことが求められます。

実際に特別養子縁組等を行うに当たっては、子どもにとって実親との関係がどのような意味を持っているのかという点も含めて、十分な調査・評価(アセスメント)を行うとともに、子どもと養親となるおとなとのマッチング(適合性)等も適切に考慮することが求められます。

もちろん、児童相談所による特別養子適格の確認の申立は、子どもと親のその後の人生に関わる重大な責任を伴うものとなります。

したがって、児童相談所において特別養子縁組等を検討するに当たっては、15-(1)で説明した①～③に向けた最大限の努力を(子どもの時間感覚に合わせて)行った上で判断していくことが必要であることは言うまでもありません。

なお、特別養子縁組等を行うに当たって、児童相談所が適切な養親(養子縁組里親)を見つけることができない場合には、民間のあっせん機関等に打診し、適切な養親を見つけることも検討する必要があります。

反対に、民間のあっせん機関等からの協力依頼があった場合は、候補となる適切な養親(養子縁組里親)の検討を行うなどの協力をすることも必要と考えられます。

そして、児童福祉法においては、県が、特別養子縁組等が成立した後の、その家庭の子ども(養子)や新たに親となった養親、その子どもの実父母などに対するサポートを行うことが義務となっています。

そのため、縁組成立後においても、児童相談所では、子どもに関係してきた施設や児童家庭支援センター等の協力も得て、養親子へのサポート(養育上のサポート、真実告知に関するフォロー、必要によって子どものルーツ探しや実親子交流に関するサポートなど)を継続的に行っていく必要があります。

長

令和2年度は18件となりましたが、令和3年度から令和5年度は10件もないという状況です

Q

あまり増えなかったということですか？

長

増やそうという方向で目標は立てたのですが、結果としてあまり増えなかったと考えているところです

C

増えなかったのには、何か理由はあるのですか？

長

主な理由としては、この前※にお話したとおり、これまでの児童相談所では、「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」を見つけられるためのサポートが十分にできていなかったということが考えられます

※15-(1)のことです

町

やはり、そういったサポート体制をきちんとつくるのが大切になるということですね

長

そのように考えています

平

そういえば、児童相談所が「特別養子縁組」のための法律上の手続きにかかわれるようになったのは、令和2年4月からでしたね？

長

はい  
それについても、児童相談所では具体的にどのようにやっていけばよいか考えながら取り組んできたというところがあると思います

### 15-(3)-3 現在の計画における取組

特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組として、現在の計画では、主に以下のような取組を進めてきました。

- ① 市町村・産科医療機関と連携した取組
  - 市町村・産科医療機関等との情報共有により、保護者による養育が長期的に困難と見込まれることも早期に把握すること
  - 市町村・産科医療機関に向けて、特別養子縁組等の制度を周知すること
- ② 「にんしん SOS ながの」との連携等
  - 「にんしん SOS ながの」との連携により、保護者による養育が長期的に困難と見込まれることも早期に把握すること
  - 教育委員会との連携により、学校への制度の周知をすること
- ③ 民間のあっせん機関等との連携
  - 養子縁組里親に対する民間あっせん機関に関する情報を継続的に提供すること
- ④ 縁組成立後のサポート
  - 養親の意向も踏まえ、児童相談所や関係者との連携によるアフターフォローを行うこと
- ⑤ こどもの出自を知る権利の保障
  - 児童相談所をはじめとした関係者による、特別養子縁組等をしたこどもに対する、自らの出自に関する真実告知等が適切に行われるためのサポートを行うこと

### 15-(3)-4 現在の計画における指標(目標値)

現在の計画では、以下の評価指標と目標値を定めています。

評価指標	目標値	
	令和6年度	令和11年度
児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数	12件	18件

(注)児童相談所の養子縁組里親委託家庭や、児童相談所が支援していた民間機関による養子縁組のあっせんがあった家庭で特別養子縁組が成立した件数

Q

そういったところも、「特別養子縁組」があまり増えてこなかった理由と  
いうことですか？

長

それもあると思っています

学

もちろん、「特別養子縁組」のような「新しい親子関係」が必要となること  
もの数は、年度によっても違うと思いますが、  
こうした「新しい親子関係」を必要とするこどもがいるのであれば、それ  
が早くできるように、もう一度考えていかないとはいけませんね

長

学者さんの言うとおりです

そうしたことから、今回の新しい計画では、これまでの取組もさらに進め  
ながら、主にこのようなことに取り組んでいきたいと考えているところ  
です

#### 【新しい計画で取り組みたいこと】

- 市町村などと協力して、新しい親子関係が必要になりそうなこどもをでき  
るだけ早く見つけるようにする
- 児童相談所の体制などを見直して、必要なこどものために、できるだけ早く  
「新しい親子関係」をつくるための手続きなどができるようにする
- 民間(国や県などとは別のところ)で、こどものために新しく親になってくれ  
る人を見つけてくれるところ(民間あっせん機関)と協力すること
- 新しい親子関係ができた後のこどもや家庭などへのサポート

学

今回の新しい計画では、児童相談所での体制を見直して、今サポートして  
いるこどもが、「新しい親子関係」が必要なこどもなのかどうかを、早く考  
えていけるようにすることが、一番大切なところになりますね？

#### 15-(3)-5 現在の計画における指標(目標値)の現状

現在の計画で定めた評価指標と目標値に対して、令和2年度から令和5年度の状況は以下のとおり  
となっています。

評価指標	策定時状況	目標の達成状況			
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童相談所が関与した 県内の特別養子縁組 の成立件数	8件	18件	6件	6件	5件

#### 15-(3)-6 現在の計画における指標(目標値)の現状に対する要因分析

本県における、児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数の目標については、現在の計  
画策定時において、指標となる目標値がなかったため、5年ごとに計画策定時(平成30年度)の件数の  
1.5倍を目標値としてきました(H30実績:8件・R6目標:8×1.5=12件・R11目標:12×1.5=18  
件)。

結果としては、令和2年度に18件となりましたが、その後は10件に満たない状況が続いています。

特別養子縁組が増えてこない要因の1つは、これまでも説明してきたとおり、児童相談所におけるケ  
ースマネジメント体制が不十分だったことが挙げられます。

なお、児童相談所において特別養子適格の確認の申立等ができるようになったのは、令和2年4月の  
制度改正以降になりますが、制度改正から年数が浅く、具体的事例の蓄積がほとんどなかったというこ  
とも、現時点における結果の要因の1つになっていると考えられるところです。

しかし、上記において説明したとおり、特別養子縁組は、こどもにとって実親との関係がどのような  
意味を持っているのかという点も含めて、十分な調査・評価(アセスメント)を行うとともに、こどもと養  
親となるおとなとのマッチング(適合性)等も適切に考慮することが求められます。

そのなかで、各年度において対応するケースは様々であり、特別養子縁組が必要と判断されるケース  
についても年度によって変わってくるのが想定されます。

したがって、各年度の件数の増減だけで評価するのではなく、長期的な件数の傾向による評価も必  
要と考えられるところです。

この前※に市役所さんが言っていました、こどもが持っている時間の感覚が、おとなのものとは違います

※257 ページのことです

そういうことを理解したうえで、「新しい親子関係をつくったほうがよいかどうかを早く決めてあげる必要があるということですね

そのとおりです

そして、主な目標については、現在の計画から引き続きとはなりますが、次のように考えています

#### 【主な目標にしたいもの】

- 「特別養子縁組」の件数を増やし、毎年 20 件くらいになるようにする

引き続き、増やしていけるようにしていきたいということですね

そういう方向を目指していかなければいけないと思います

これまで、「親子」というと、血のつながった「親」と「子」で、家族ってそういうものなのかなと思っていました

たしかに、多くの「親子」や家族はそうなのかもしれませんね

でも、今回のお話にあったような「新しい親子関係」によって、「親子」になって家族になる人たちもいて、そういう家族のかたちもあるんだということがわかった気がします

長

長

長

## 15-(3)-7 新しい計画における取組

本県における特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けて、現在の計画における取組も踏まえながら、今回の新しい計画では、主に以下の取組を進めていきます。

- ① 児童相談所による関係機関等との情報共有
  - 市町村・産科医療機関等との情報共有により、保護者による養育が長期的に困難と見込まれるこどもを早期に把握すること
  - 「にんしん SOS ながの」との連携により、保護者による養育が長期的に困難と見込まれるこどもを早期に把握すること
  - 「妊産婦等生活援助事業」の実施によっても、保護者による養育が長期的に困難と見込まれるこどもを早期に把握すること
- ② 児童相談所によるケースワークの強化
  - こどもが持つ時間感覚を十分に考慮し、こどもを家庭から分離した後の家庭復帰または親族養育に向けたケースワークを最大限かつ可能な限り早く行い、特別養子縁組等を検討する必要があるこどもを早期に把握して検討を行い、特別養子縁組等の手続きを進めること
  - 出産後の養育が長期的に困難と見込まれるこどもについては、出産前から保護者(妊婦等)や親族との話し合いにより、その意向も踏まえ、新生児の特別養子縁組に積極的に取り組むこと
  - 先行的に取組を進めている自治体の取組を参考にしながら、児童相談所(長)による特別養子適格の確認の申立について積極的に活用すること
  - 長期措置となっているこどもについて、年齢にかかわらず、こどものパーマネンシーを保障していく観点から、必要に応じて特別養子縁組等の活用を常に検討すること
- ③ 民間あっせん機関等との連携・協力
  - 児童相談所が適切な養親(養子縁組里親)を見つけることができない場合には、民間のあっせん機関等に打診し、適切な養親を見つけることを検討すること
  - 民間のあっせん機関等からの協力依頼があった場合は、候補となる適切な養親(養子縁組里親)の検討を行うなどの協力をすること
- ④ 児童相談所における特別養子縁組成立後のサポート
  - 児童相談所において、養親やこどもの意向も踏まえながら、こどもと関わりのあった関係機関や市町村、児童家庭支援センターと連携し、養親による養子の養育に対するサポートや養子の悩み等に関するサポート(必要な情報提供や子育てのための助言等)を行う
  - 養子縁組成立前の情報収集やその管理・提供を含め、こどもの出自を知る権利を保障するため、同様に、養親による真実告知や親子のライフストーリーワーク、こどもによるルーツ探し等のためのサポート(研修や助言等)を行う
  - 児童相談所では、必要に応じ、民間あっせん機関と養親・養子の支援について連携・協力する

長

Aさんの言うとおり、こうした「新しい親子関係」については、まだまだ多くの人によく知られていないように思われます

市

できるだけ多くの人に知ってもらうということも必要ですね？

長

学校などのいろいろなところとも協力して、こうした制度についても知ってもらえるようにしていくことも考えていきたいと思います

施

そろそろ、今日の話もまとまってきたように思いますが、どうですか？

〇

そうですね  
ここで「新しい親子関係をつくるためのサポート体制づくり」に向けた取組と目標を整理してもらいましょうか？

長

わかりました

#### 【新しい計画での主な取組】

- 市町村などと協力して、新しい親子関係が必要になりそうな子どもをできるだけ早く見つけるようにする
- 児童相談所の体制などを見直して、必要な子どものために、できるだけ早く「新しい親子関係」をつくるための手続きなどができるようにする
- 民間(国や県などとは別のところ)で、子どものために新しく親になってくれる人を見つけてくれるところ(民間あっせん機関)と協力すること
- 新しい親子関係ができた後の子どもや家庭などへのサポート

#### 【主な目標】

- 「特別養子縁組」の件数を増やし、毎年20件くらいになるようにする

#### ⑤ 特別養子縁組等についての制度の周知

- 市町村、産科医療機関、教育委員会等と連携し、特別養子縁組等について制度の周知を行う

#### 15-(3)-8 新しい計画における取組を進めるために必要な資源等

上記に掲げた取組を進めていくに当たっては、次のような資源等を整備していく必要があります。

必要となる資源等	資源の必要量
児童相談所(長)による特別養子適格の確認の申立の検討体制	すべての児童相談所に設置する専門職員によるパーマネンシー保障のための担当チーム
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	年間10件程度
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	年間10件程度
里親支援センターやフォスタリング機関(児童相談所を含む)、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	児童相談所を中心とした相談支援体制
特別養子縁組等に関する研修の実施回数	毎年度1回以上

#### 15-(3)-9 新しい計画における資源等の整備目標

上記の取組を進めるに当たって、以下の資源等の整備目標を設定します。

整備すべき資源等	令和6年度 現状	令和7年度 目標	令和8年度 目標	令和9年度 目標	令和10年度 目標	令和11年度 目標
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	3件※	10件程度	10件程度	10件程度	10件程度	10件程度
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	3件※	10件程度	10件程度	10件程度	10件程度	10件程度
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	なし	毎年度1回以上				

※令和5年度実績

市

それでは、子どもたちに見て(感じて)ほしいところは、どんなところでしょうかね？

長

すべての子どもたちにかかわるものではないものという意味で難しいところではあるのですが、このあたりでしょうか

### 【子どものみなさんへ】

- いま、あなたは「特別養子縁組」などの「新しい親子関係」によって「親子」や家族になる人たちがいるということを知っていますか？
- もし、あなたが「特別養子縁組」などによって、今の家族の一人になっていて、そのことによって困ったことがあったときに、周りのおとなの人はあなたをサポートしてくれていますか？
- 1年後、2年後…5年後…の「いま」はどうですか？

弁

もちろん「特別養子縁組」のような「新しい親子関係」に関する制度については、まったく問題がないとはいえないのですが、多くの人に正しく知ってもらいながら、新しい家族を必要とする子どものためのサポートとして、しっかりと取り組んでほしいと思います

長

そのとおりだと思います  
実際に考えていくことや取り組むべきことは多いと思いますが、努力していかなければいけないと思っています

B

さて、今日のところはこのあたりにしておきませんか？

長

そうですね  
今日の話はまとまったと思いますので、そうしたいと思います

## 15-(3)-10 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組の評価指標

長野県において、特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組がどの程度進んでいるかを評価するに当たり、数値目標等は定めませんが、以下の指標も設定し、評価していきます。

評価指標
児童相談所を通じた特別養子縁組を前提とする養子縁組里親委託件数
児童相談所を通じた特別養子縁組を前提とする新生児の養子縁組里親委託件数
児童相談所(長)による特別養子適格の確認の審判の申立件数
児童相談所等の関係機関が、養子縁組成立後も継続的に支援している件数
児童相談所等の関係機関で対応した養親子に関する相談件数
児童相談所と民間あっせん機関との連携の有無

用語解説	真実告知
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般に、養親や里親(特に長期の委託の場合)が子どもに、養親や里親のほかに生みの親がいることや、その理由を伝えることをいう。</li> <li>・ 生みの親が違うという事実よりも、生みの親にもいろいろな事情があって「あなた」を育てることができなかったこと、そして、養親や里親が子どもの「あなた」を育てることを心から望んで家族に迎えたという真実を伝えることが重要だといわれている。</li> <li>・ 子どもが自分のルーツを知る権利(子どもの権利条約第7条)を尊重し、子どもの存在が養親や里親にとって大切であることを伝え、生い立ちを一緒に受け止めていくことを目的としている。</li> <li>・ 子どもの人生は生まれたときから始まっている。そのため、自分の生い立ちを知ることは自分自身を知ることであり、自分とは何かを考え、アイデンティティを確立する上で不可欠である。</li> <li>・ 真実告知は、子どもが小さなとき(言葉はわからなくても)から、日常の暮らしのなかで少しずつ、繰り返し、点滴のように話して聞かせる(telling)ことが大切といわれる。</li> </ul>

用語解説	ライフストーリーワーク
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護のもとで暮らす子どものなかには、自分の出自や社会的養護に至った理由を知らないまま(又はよく理解しないまま)で育つ子どもがいる。</li> <li>・ 自分の生育の歴史を知らないことによる心の傷や、わだかまりの感情が子どもの人生に影響を与えることがある。</li> <li>・ ライフストーリーワークは、子どもと養育者や支援者が、子ども自身の生い立ちや家族との関係を整理し、過去・現在・未来をつなげていくことで、自分自身を肯定的に受け止め、アイデンティティを確立できるように支援するイギリス発祥の取組。</li> <li>・ 人間は過去を踏まえて、現在を理解し、未来のことを考えるため、過去を振り返ることは、未来を見通すことにつながる。</li> <li>・ このため、ライフストーリーワークは、「パーマネンシー保障」とも関連が深い取組といえる。</li> </ul>